

# 姫路市熱中症対策普及団体の指定に関する取扱要領

## 1 趣旨

この取扱要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、熱中症対策普及団体の指定等について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 熱中症対策普及団体として指定する団体の要件

熱中症予防の推進やその取り組みに意欲を有する企業や事業者団体で、かつ、次項に掲げる活動内容に取り組めるもの（以下「普及団体等」という。）であって、法第23条第1項各号に規定する基準を満たすものを対象とする。

## 3 活動内容

- (1) 熱中症対策について、市民及び市内所在の事業者に対する啓発活動及び広報活動を行うこと
- (2) 熱中症対策について、市民からの相談に応じることや必要な助言を行うこと
- (3) 前2号に定めるもののほか、姫路市における熱中症対策の推進に必要な業務を行うこと

## 4 指定の手順

- (1) 募集の告知  
市ホームページに指定申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を掲載する。
- (2) 応募書類等の提出  
姫路市保健所健康課（以下「保健所健康課」という）へ申請書に必要事項を記載の上、気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号）第7条第2項各号に規定する書類を添付し、持参又は郵送で提出
- (3) 申請書の提出があった場合は、書類審査等を行い、熱中症対策普及団体の要件を満たすとともに、前項に規定する活動内容が適切に実行されると見込まれる場合には、熱中症対策普及団体に指定し、熱中症対策普及団体指定書（様式第2号）により通知する。
- (4) 指定の有効期間  
指定日からその日以後に最初に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに更新をしない旨の申出があったときを除き、指定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## 5 指定内容の変更及び業務の廃止

- (1) 名称や活動内容等、指定内容に変更が生じた場合は、指定内容変更届出書（様式第3号）を保健所健康課にすみやかに提出する。
- (2) 普及団体等は、その業務を廃止する場合、業務廃止届（様式第4号）を保健所健康課にすみやかに提出する。

## 6 市の支援

- (1) 熱中症対策に関する活動の実施について、必要な情報の提供又は助言を行う。
- (2) 普及団体等の取り組み内容等を広報誌、市ホームページへの掲載等により、市民に広報する。

## 7 その他

- (1) 普及団体等は、法18条に定める「熱中症特別警戒情報」の運用期間終了（10月第4水曜日）後、事業報告書を保健所健康課に提出するものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要領は令和8年6月8日より施行する。